

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--|---|--|---|-------|------------|---------------|---|
| 1366 | 13661030 | 「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う学費等に課税される消費税免除の特例」 | 学校教育法第一条に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供は非課税措置と定められているが、外国大学日本校は学校教育法第一条の学校と認められていないため、この対象でなく、学生が支払う学費等には消費税が課せられている。非課税措置を求めて日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものであるという公的な認定を文部科学省が行う。これをうけて財務省は、第一条校に準ずるこの「外国の大学」の学費等に対して非課税措置を特例として行う。 | 学費等が非課税になることにより、学生および大学の経済的負担が著しく軽減され、その財源をよりよい教育を提供するための投資に役立てることが可能になる。 | テンブル大学ジャパンは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。しかし、大学間の競争が激化する中、他の大学にある優遇措置がいずれも適応されない現状のまま、質の高い国際高等教育を提供し続け、大学として成長することは極めて困難である。消費税の負担は学費に課せられ、学生の負担となっている。高額な学費は学生募集における大きな障害となるもので、日本の大学とのイコールフットingの観点からも外国大学日本校に対する課税は不合理と考える。経済基盤をしっかりと築き、日本における外国大学のモデルケースとして今後も成功を収めるために、消費税の非課税措置が必須である。特区においてはすでに大学設置会社により提供される教育サービスに対しては消費税免除となっている。文部科学省が何らかの基準に基づき外国大学日本校を大学に準ずると認めた場合、その教育の質が公的に保証されるものであり、大学設置会社が提供する役務と同様に外国大学日本校が提供する教育サービスも公益の役務として消費税免除の対象となると考える。この措置は地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。 | 東京都 | テンブル大学ジャパン | 国際高等教育推進特区 | 港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンブル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利益な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。 |
| 1366 | 13661040 | 「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う法人税、不動産取得税、都市計画法、住民税、事業所税の特例」 | 外国大学日本校は学校法人が運営する学校でないため、法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画法、住民税、事業所税などの優遇措置が適用されてない。優遇措置を受けるためには、日本の学校として学校法人設立の条件を満たして認可を受け、さらに大学設置基準に従い設置認可を受けなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認定を文部科学省が行う。それをうけて、財務省は、学校教育法第一条の学校に対してとられる法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画法、住民税、事業所税などに係る優遇措置を、大学に準ずる「外国の大学」に対しても特例として行う。 | 租税上の優遇措置が適用されることにより、学生および大学の経済的負担が著しく軽減され、その財源をよりよい教育を提供するための投資に役立てることが可能になる。具体的な例として、現在計画されている新キャンパス建設(添付資料2「テンブル教育センター計画」参照)の実現が可能となり、地域の国際社会におけるコミュニティーセンター的な要素の強い同キャンパスが建設されることにより、地域のさらなる国際化と経済活性化に直結する。 | テンブル大学ジャパンは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。しかし、大学間の競争が激化する中、他の大学にある優遇措置がいずれも適応されない現状のまま、質の高い国際高等教育を提供し続け、大学として成長することは極めて困難である。税制の負担は唯一の収入源である学費に課せられ、学生の負担となっている。高額な学費は学生募集における大きな障害となるもので、日本の大学とのイコールフットingの観点からも外国大学日本校に対する課税は不合理と考える。経済基盤をしっかりと築き、日本における外国大学のモデルケースとして成功するために、各種租税に関する優遇措置の適用が必要である。文部科学省が何らかの基準により外国大学日本校を大学に準ずると公的に認めた場合、その教育の質が保証されるものであり、優遇措置の適用に値するものと考えられる。地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。 | 東京都 | テンブル大学ジャパン | 国際高等教育推進特区 | 港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンブル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利益な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。 |
| 1366 | 13661050 | 「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う指定寄付金制度の特例」 | 学校法人等公益法人に対する教育振興を目的とする寄付金は、指定寄付金として所得税控除(寄付金控除)の対象となるが、現在外国大学日本校は学校法人ではないのでその対象となっていない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認定を文部科学省が行う。これをうけて、財務省は大学に準ずると認められた「外国の大学」に対する教育振興を目的とする寄付金について特例として寄付金控除を適用する。 | 提供する寄付金が寄付金控除の対象になることにより、TUJが提供する質の高い国際教育に賛同する支援者からの寄付が募り易くなる。具体的な例のひとつとして、寄付金募集が容易になることにより、現在計画されているTUJの新キャンパス建設(添付資料2「テンブル教育センター計画」参照)の実現が可能となる。地域の国際社会におけるコミュニティーセンター的な要素の強い同キャンパスが建設は、地域のさらなる国際化と経済活性化に直結する。 | TUJは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。しかし、大学間の競争が激化する中、他の大学にある優遇措置がいずれも適応されない現状のまま、質の高い国際高等教育を提供し続け、大学として成長することは極めて困難である。現行制度では寄付金控除が適用されないため、TUJが提供する教育に賛同する支援者からの寄付金募集も難しい。TUJに対する寄付金は、教育振興を目的とするものであり、文部科学省が何らかの基準により外国大学日本校を大学に準ずると公的に認めた場合、イコールフットingの観点からも寄付者に対する税制優遇措置が適用されるべきと考える。地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。 | 東京都 | テンブル大学ジャパン | 国際高等教育推進特区 | 港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンブル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利益な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--|---|---|---|-------|------------------|---------------------------------|---|
| 1366 | 13661060 | 「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う租税条約に基づく教授等受け入れに関する免税の特例」 | 外国大学日本校は大学と認められていないため、租税条約に基づく教授等受け入れに関する二重課税防止のための所得税免税措置が適用されていない。免税措置適用を求めて日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則していない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認定を文部科学省が行う。これをうけて財務省は、大学に準ずると認められた「外国の大学」における教授等に対し、租税条約に基づく所得税の免税措置を適用する。 | 優れた国際高等教育を提供し、国際研究機関として発展するためには、テンブル大学アメリカ本校を含む世界中の教育機関から優秀な指導者、研究者を招く必要がある。免税措置の適用により、外国大学日本校においても指導者、研究者の招聘が容易になる。外国人知識者の増加は、日本の大学や研究所、企業との教育や研究等の国際的な交流が日本において可能になるなど高等教育サービス全体の活性化が図られるなど地域にとっても国際化と経済活性化につながる。 | 租税条約に基づく教授等受け入れに関する免税措置の適用されないため、外国大学日本校に各国から招聘された教授は非居住者扱いとして20%の源泉所得税を支払うか、または居住者として源泉されることになり、さらに住民税等の支払いが生じている。これは教授にとって不利益だけではなく、租税条約が適用されることによって優秀な教授陣の招聘をしやすく、より充実した教育環境を提供するという日本の本来の目的が果たされていない例と考えらる。日本の大学とのイコールフットingの観点から、また、地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。 | 東京都 | テンブル大学ジャパン | 国際高等教育推進特区 | 港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンブル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受け入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。 |
| 1366 | 13661100 | 「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う勤労学生の所得税控除における特例」 | 外国大学日本校は大学と認められていないため、勤労学生の所得税控除が適用されない。日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則していない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認可を文部科学省が行う。これをうけて財務省は、大学に準ずると認められた「外国の大学」の学生に対し、勤労学生の所得税控除の適用を行う。 | TUJは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。指定寄付金制度も適用されないため、寄付金の募集も難しい。主に学費等にその財源を頼るため、学費は日本の私立大学より高額である。現在の日本の経済状況において勤労学生の経済的負担は大きく、日本の大学生と同様に勤労学生の所得税控除の適用されれば、学生の経済的負担が軽減される。 | 昨今の日本の経済状況からも、外国大学日本校を学校教育法一章の第一条にある大学に準ずる「外国の大学」と文部科学省が認めた場合は、その学生に勤労学生の所得税控除における特例が認められるべきと考える。日本の大学とのイコールフットingの観点から、また、地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。 | 東京都 | テンブル大学ジャパン | 国際高等教育推進特区 | 港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンブル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受け入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。 |
| 1597 | 15971140 | 地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする | 小中一貫校を管理する地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする。 | 地方独立行政法人が管理する小中一貫校は、理事会に地域代表を入れるなど、これまで以上に地域密着型の法人運営を予定している。当該法人への寄付により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着の学校としての基盤の確保につながるものとなる。 | 地方独立行政法人が管理する学校を寄付金控除の対象とすることにより、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながる。また、現行法では独立行政法人や私立学校法に規定する学校法人に対する寄付金は寄付金控除の対象とされており、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保を求めるものである。 | 東京都 | 東京都杉並区 | 新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設 | 区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。 |
| 1362 | 13621020 | 未公開株式市場に株式を登録する会社の監査の特例 | 未公開株式企業は、そのほとんどが小会社、中会社であり、会計監査人の監査を必要とされていない。しかし、市場において株式を売買する場合には、投資家に対する適切な会計情報の提供がなされなければならない。そこで会計監査として、税理士がその財務諸表の信頼性を証明することができることとする。 | 小会社、中会社は公認会計士による会計監査人の監査を受けることを義務づけられてはいないが、市場において株式を売買することになれば、投資家に正確な会計情報を提供しなければならない。そこで、税理士が小会社、中会社の会計監査人となり、財務諸表の信頼性を証明することができるようにする。 | 現行の法律において、監査は公認会計士にのみ与えられた権利である。しかし、未公開株式市場を開設し、そこで株式を流通させるとなると、投資家に正確な会計情報を提供するために監査を必要とする株式会社が増加することになる。 すると現行のままでは、小会社、中会社の経済性の問題や、公認会計士が不足している等の問題に直面してしまい実現が困難になる可能性が高い。そこで、現行の規制を緩和し、小会社、中会社の会計に精通した税理士が会計監査人となり、財務諸表の信頼性を証明することができるようにしたい。今現在、すでに「会計参与」として税理士が証明できるようになる制度を制定しようとする動きがある。 | 神奈川県 | 日本起業家協会 理事長 山田長満 | ファーマーズ・マザーズ・ジャパン(未公開株式売買市場)開設構想 | 証券業、有価証券市場の登録・免許を緩和し、だれでも一定の要件を満たせば未公開株式市場を開設することができることを目指す。 日本経済の活性化には、新規産業の創出とともに、株式未公開企業の直接金融による資金調達の拡充・拡大を図ることが重要である。また、会計情報の信頼性確保のため、税理士が会計監査人として証明を担うことを義務づけられれば、多くの中小企業またはベンチャー企業は少ない負担で資金調達が可能となると考える。さらに将来的に各都道府県、市町村ごとに市場開設を目指し、地域経済の活性化に寄与する。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|---|--|---|---|-------|---------|----------------|--|
| 1453 | 14532010 | 学術等会議や各種大会の会場における土産物販売のための期限付き酒類小売業免許の取得手続きの簡素化 | 県産品のPR・販路拡大を目的とする3セク(富山県いきいき物産㈱)をはじめ特産品販売事業者が、県内で開催されるコンベンション(特定の者が参加する学術等会議や各種大会など)の会場において県内外の観光客等に特産品とともに容易に地酒の販売を行うことができるよう、期限付き酒類小売業免許の取得手続きについて、次のとおり簡素化を行うもの ・コンベンション会場等においてその参加者を対象とする酒類販売について届出制とするとともに、届出期限となる事前の日数を短縮(10日 前日)すること | コンベンション会場等に出店し地酒を販売するためには、その都度、期限付き酒類小売業免許が必要となるが、届出制への移行など手続きの簡素化を行うことにより、コンベンション会場等への出店を容易にし、県内外の観光客等に特産品とともに地酒のPR、販売を促進し、県内の観光とともに物産のPRや関連産業の振興に資する。 | 本県では、コンベンションの誘致とともに特産品の販路拡大に努めており、コンベンションの開催を機会に、是非とも特産品の主力である地酒のPR、販売を促進したいと考えている。 前回、支援措置として各種コンベンション会場における土産物販売の免許手続きの簡素化を提案したところ、有料の催物等の場合は届出による免許の取扱いが認められているとの回答であったが、コンベンションには、有料ではないもので、特定の者が参加する学術等会議や各種大会も多くあり、県外からも多数参加している。これらの会場において特産品とともに地酒の販売を容易にし、県内外の観光客等に地酒のPR、販売を促進するため、これら会議等についても届出の対象とするようお願いしたい。さらに、便宜を図るため、届出期限の事前10日の日数の短縮も併せてお願いしたい。 | 富山県 | 富山県 | とやま観光関連産業活性化計画 | 富山県では、観光資源や各地域での観光イベントなどを有効に活用しながら、県内観光振興と産業活性化を図るため、「とやま観光関連産業活性化計画」を進めることとしている。 このため、学術等会議や各種大会等における酒類販売のための期限付き免許の取得手続きの簡素化、通信販売酒類小売業免許における取扱い酒類限定の条件の緩和、地場産品体験型工房整備のための補助金の運用緩和の3つの支援措置を拡充することによって、本県の観光関連産業の振興をめざすものである。 |
| 1453 | 14532020 | 通信販売酒類小売業免許における取扱い酒類限定の条件の緩和 | 県産品のPR・販路拡大を目的とする3セク(富山県いきいき物産㈱)をはじめ物販事業者が、通信販売で県内の地酒をすべて取扱いできるように、通信販売酒類小売業免許における販売する酒類の範囲の条件について、次のとおり緩和を求めるもの <販売酒類の範囲> ・「課税移出数量が1000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類」「10000キロリットル未満」に引上げ ・課税移出数量100キロリットル未満の銘柄のもの 撤廃 | 県内の特産品のPR、販売を目的としている富山県いきいき物産㈱をはじめ物販事業者が通信販売する場合において、左記のとおり酒類限定となっている免許条件を緩和することにより、県内産の地酒についてはすべて取扱いできるようにし、地酒のPR、販売を促進する。 | 本県では、特産品の販路拡大に努めているが、富山県いきいき物産㈱をはじめ物販事業者が、通信販売においても県内特産品の主力である地酒についてすべて取扱いできるようにするため、通信販売酒類小売業免許における酒類の範囲の条件の緩和を求めている。県内にも課税移出数量が1000kl以上ある酒類製造会社数が数社あり、これらが製造する酒類(銘柄)は取扱い対象外となっているが、実際には必ずしも全国どこでも購入できるものでないため、地酒の類として通信販売の対象として取り扱うべきものである。 通信販売利用者にとっても、県内の著名な地酒を取り扱っていないのは甚だ不便であること、また、通販免許創設(H3)前の小売免許を有する県内大手の百貨店では通信販売で制限なしに地酒等を取り扱っており均衡を失っていることから、見直しをお願いしたい。 | 富山県 | 富山県 | とやま観光関連産業活性化計画 | 富山県では、観光資源や各地域での観光イベントなどを有効に活用しながら、県内観光振興と産業活性化を図るため、「とやま観光関連産業活性化計画」を進めることとしている。 このため、学術等会議や各種大会等における酒類販売のための期限付き免許の取得手続きの簡素化、通信販売酒類小売業免許における取扱い酒類限定の条件の緩和、地場産品体験型工房整備のための補助金の運用緩和の3つの支援措置を拡充することによって、本県の観光関連産業の振興をめざすものである。 |
| 1108 | 11081012 | 法人の経営する農園レストラン等における酒類の製造免許要件の特例(濁酒の製造事業の要件緩和) | 個人の特定農業者に限られている、濁酒の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないことを都市と農村の交流拠点として農林水産省の公的補助(地域農業基盤確立農業構造改善事業グリーン・ツーリズムタイプ)等で建設された施設を所有・営業する法人にも適用する。及び、原料は自家生産に限られているものを特区内で生産されたものも可とする。また、焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。 | 実施主体である法人が特区内(湯布院町内)の農家と契約栽培した米を原料に自己の製造所で濁酒を製造し、法人所有の農場レストラン等で提供する。また、同法人と特区内(湯布院町内)の農家とが契約栽培した米・麦を原料に自己の製造所で焼酎を製造し、濁酒と同じ法人所有の農場レストラン等で提供する。 | 0 | 大分県 | 大分県湯布院町 | ゆふいん原酒の里構想 | 湯布院町は全国有数の湧出量を誇る温泉と風光明媚な山岳、高原など自然豊かなまちです。今では年間約40万人の人々が訪れる保養温泉地です。一方、観光資源ともなっている農村景観を保全している農村では後継者不足や農業者の高齢化などで農地の荒廃化が急激にすすんでいます。そこで、農村の活性化のため地域資源である農地の有効利用を図るとともに新たな付加価値製品を創出することが必要です。そこで、都市と農村の交流拠点として農林水産省の公的補助等で建設された施設を運営している法人について、町内で最も生産されている米と麦を原料とした濁酒や焼酎を製造し、提供することで農村地域の活性化を図ることを目的としています。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--|--|--|--|-------|--|------------------|---|
| 1138 | 11381010 | 特定農業者による濁酒の製造 | 濁酒の製造が「特定農業者(農業と農家民宿等の併営者)」に限定されている。今回『イベント用の濁酒製造』に限り、要件である「特定農業者」を、『村長が認めた農業者(個人、団体)』に拡充されたい。 | 高知県内ではうまい米として一定の評価を得ている「みはら米」を使用した濁酒を『村長が認定した農業者』が製造し、その濁酒を『イベント限定』でふるまうことにより「みはら米」のPRの向上を図り、米の消費拡大とともに農業農村の活性化を図っていく。 | 特区における酒類の製造免許申請者は「特定農業者(農業と農家民宿等の併営者)」に限定されているが、観光資源等のない本村において、以前は旅館は2軒あったものの現在は廃業しており、村内には宿泊施設は1軒もない状況である。今後も、現状での立地条件では、イベントによる集客は期待できるものの、宿泊を伴う集客は期待できない状況にあり、旅館をはじめ農家民宿を営むことは考えにくい。そのため、特区要件の「特定農業者」では濁酒の製造はできない。そこで、今回『イベント用の濁酒製造』に限り「特定農業者」の要件を、『村長が認めた農業者(個人、団体)』に拡充されたく提案するものです。 | 高知県 | 高知県三原村、高知県三原村商工会 | イベント限定濁酒特区 | 過疎高齢化が進む当村は、地域振興対策の一つとして、主産業である農業の活性化を軸に組みを考え、県下でも評判の高い「みはら米」を活用したイベント「どぶろく祭り」を計画。以前は造り酒屋で地酒造りも行われていた当村。特区認定を受け、みはら米を使い濁酒を製造し、ふるまいをイベントの核とする事で、交流人口の増加、農業並びに地域の活性化を図る。そこで、特区における濁酒の製造が「特定農業者」に限定されており、観光資源等の乏しい当村では、特定農業者の現れる可能性が低く、特区による濁酒の製造ができない。本提案は、イベント用に限り「特定農業者」の要件を、『村長が認めた農業者』に緩和されたく提案するものである。 |
| 1031 | 10311020 | 酒税法、食品衛生法の特例措置 | 学名「プエラリア・ミリフィカ」の乾燥粉末を商品名「夢美人」として販売していることは、前項に記載しておりですが、この粉末を飲料水、お茶、薬用酒、ワイン、焼酎、清酒、濁酒の原材料の一部に使用し販売の促進を図りたい。 なお、製品の製造に当たっては当該特産物市場組合のみに限定し薬事法、食品安全基本法(前項の提案部分を除く)を遵守して対応を図る。 夢美人の粉末の入った焼酎、清酒、ワインの製造、販売を行うため、酒税法第7条による製造基準の製造数量を取り扱うこと、また食品衛生法第10条の添加物として「プエラリア・ミリフィカ」を追加いただきたい。 | 和田山町特産物市場組合において、ペットボトル、缶、ビンを利用し、夢美人の粉末の入った飲料水、お茶、薬用酒、ワイン、焼酎、濁酒の製造、販売を行う。 | 「プエラリア・ミリフィカ」を添加した濁り酒のみならず焼酎、清酒、ワインの製造、販売を行うため。 | 兵庫県 | 和田山町特産物市場組合 | 若返り特区 | 「夢美人」は、学名「プエラリア・ミリフィカ」とい、タイ北部の熱帯に自生する葛属マメ科の植物である。和田山町は、この塊根(生芋)を認定農産物として推奨している。「プエラリア・ミリフィカ」には、大豆の数千倍ともいわれるイソフラボンが含まれている。イソフラボンは、骨粗鬆症、更年期障害、ガンの発生を押さえる作用があるとともに、女性らしい体を作るエストロゲンと同様の働きがあり美肌作用、豊胸効果などの作用があることは認められている。しかし医薬品でないため効果・効能・作用を表示することが出来ない。農産物であっても表示できるように規制緩和を行っていただきたい。 |
| 1077 | 10771010 | ウイスキー類ブランデーの原酒からスピリッツおよびリキュールを製造する際の最低製造数量基準値の緩和 | ウイスキー類ブランデーの原酒からスピリッツおよびリキュールを製造する際の最低製造数量基準値6k lを500Lに緩和する。 | これから製造をおこなうブランデーは葡萄かすを原料とした蒸留酒で、静岡県はもとより日本全国であまり知られていない酒類です。しかしイタリアなど全国で良く知られている葡萄かす原料のブランデーは風味豊かでアルコールの甘味と葡萄かす由来の独特のアロマが特徴の食後酒として食文化に定着しています。そこでこのように魅力のあるブランデーを製造販売するにあたり、より消費者に葡萄かすブランデーを知っていただく手段として、一部の商品に伊豆市の特産物を利用し、無色透明なブランデーに色素添加やエキス添加した商品を製造販売し、地域性を露出して、伊豆市特産物の周知と同時に「伊豆ブランデー」を定着させたいと考えています。 生産計画では、ブランデーを年間6k l(約12,000本:0.5L容量)製造し、かつ伊豆の特産物により色素およびエキスを添加した「伊豆ブランデー」を500L(約1,000本:0.5L容量)製造したいと考えています。 | 当社はウイスキー類ブランデーの製造免許を取得予定です。当社の考えるブランデーはイタリア産葡萄かすブランデー「グラッパ」を製造する予定です。これには酒税法上最低製造数量基準値が6k lとなっています。またグラッパを製造するにあたり、グラッパをベースとし、伊豆市の特産物(わさび、いちご、桜等)による色素添加やエキス添加をした商品の製造を行いたいのですが、これらの製造には新たに「スピリッツ」および「リキュール」の製造免許を取得せねばならず、取得する場合は「ウイスキー類」とは別に、「スピリッツ」もしくは「リキュール」の最低製造数量基準値6k lを満たさねばなりません。当社のような中小メーカーでは、この最低製造数量基準値は過大であり、グラッパを用いた伊豆市の新たな商品を製造することは困難です。 | 静岡県 | シダックス・コミュニティ株式会社 株式会社 中伊豆志太農場 有限会社 シャトー ティーエス | 伊豆ブランデー構想 | これから製造をおこなうブランデーは葡萄かすを原料とした蒸留酒で、静岡県はもとより日本全国であまり知られていない酒類です。しかしイタリアなど全国で良く知られている葡萄かす原料のブランデーは風味豊かでアルコールの甘味と葡萄かす由来の独特のアロマが特徴の食後酒として食文化に定着しています。そこでこのように魅力のあるブランデーを製造販売するにあたり、より消費者に葡萄かすブランデーを知っていただく手段として、一部の商品に伊豆市の特産物を利用し、無色透明なブランデーに色素添加やエキス添加した商品を製造販売し、地域性を露出して、伊豆市特産物の周知と同時に「伊豆ブランデー」を定着させたいと考えています。 |
| 1232 | 12321010 | 酒類の製造要件の緩和(ワイン) | グリーンツーリズムの促進を目的に、もてなしの範囲内の少量の自家製造について、どぶろく同様ワインも酒税法第7条の製造数量の緩和を行うものとする。 | 旅館・民宿・農泊・飲食店を営む者に限定し、地元産のブドウのみを原料としたワインの自家製造を認可する。ブドウとワインの町にふさわしい地域特性を活かした都市農村交流を促進することが可能となる。 | 前回及び前々回の提案に対し、既存の酒類製造業者に製造委託することが適当、しかも少量でも対応するとの回答であったが、画一化された味のワインを製造するのではなく、各農家等がそれぞれ味の違ったワインを造りもてなすことによって、グリーンツーリズムを含めた農業面、観光面からも農村安心院が注目を集め、ひいては地域経済の活性化につながるため、もてなし用に限りハウスワインの製造を認め、製造数量の制限をなくすことを再々度提案するものである。 | 大分県 | 大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会 | ハウスワイン(自家製果実酒)特区 | 安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。また、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--|--|---|--|-------|----------------------|---------------|---|
| 1263 | 12631020 | 酒税法の規制緩和 | ・特定農業者によるワインの製造にあたり、製造下限量の撤廃と特区地域内での果実酒販売を可能としたい。 | ・果実酒の製造免許の取得要件の下限数量 6 KI を撤廃し、かつ、特区内での販売を行う。 | ・果実酒は、委託製造ではなく、生産者自らが生産したいとの思いが強いため、果実酒の規制緩和について、特区地域内での製造・販売を認める方向で規制緩和をお願いしたい。 | 青森県 | 青森県八戸市、(仮)NPO法人「農援隊」 | はちのへ農援隊特区構想 | 基幹産業が農業である近隣町村と八戸市など都市部の持つ「マンパワー」などを町村の地域資源と結びつけることで、農業関連ビジネスの振興を図り、生産者の所得向上につなげる。NPO法人や株式会社の農地取得容認、農家民宿における簡易な消防設備での容認、酒税法緩和による濁酒やワイン醸造、販売、地産地消をキーワードとした農産品や加工品の宅配に限り、自家用貨物自動車の有償運送事業を容認等を導入により、当該地域の活性化を図る。 |
| 1439 | 14391010 | 酒類の製造免許の要件緩和 | 西条柿を原料とした自家製ワインの製造と宿泊者等への提供 少量(規制数量6キロリットルの1/10以下)のワイン製造免許要件の緩和を求めるもの | 浜田市が取り組む地域再生計画、海彦・山彦活性化計画において、山彦活性化計画における茶摘み体験等農業体験事業に併せ、西条柿を原料とした自家製ワインを製造、農家宿泊者等へ提供していく。このことにより、事業に対する魅力、満足度が増しグリーンツーリズムが推進されるとともに、少量でも新たな特産品として売り出していくことができる。また、規制緩和によって製造を希望する農家が集積されれば中山間地の活性化と雇用の拡大につながる。 | 浜田市は、平成16年6月21日、地域再生認定第1号として海彦・山彦活性化計画(地域資源を活用した観光再生計画)が認定を受けた。この計画の中で、山彦活性化計画において浜田市の基幹作目である西条柿を原料とした自家製ワインの製造及び宿泊者等への提供を具体的取り組みとして上げている。このことを実行するため、酒類の製造を業者に委託するのではなく、自家製ワインを製造できるよう要望するものである。また、要望の対象は民宿等を併せ営む農業者に限定し、農業者所得の向上と中山間地農業の再生、活性化を目指すものである。当然少量のワイン製造であることから、本県のようにワイン製造業者が数社しかなく、しかも約100km離れている状況においては、業者に製造を委託することは高コスト、非効率である。したがって、自家製ワインを製造、提供できれば、認定を受けたこの計画がより魅力的で満足度が増し、グリーンツーリズムがより推進されると期待できるためぜひ酒類の製造免許要件緩和を認めていただきたい。 | 島根県 | 浜田市 | 自家製西条柿ワイン製造 | 浜田市は、海、山、川など豊かな自然を活用した観光再生計画「海彦・山彦活性化計画」を平成16年7月から概ね3年間にわたり取り組んでいく。その中の山彦活性化計画において、農業体験事業に併せ市の基幹作目である西条柿を原料としたワインの製造、宿泊者等へ提供したいと考えている。このことにより、事業に対する魅力、満足度が増し、グリーンツーリズムが推進されるとともに、少量でも新たな特産品として売り出していくことができる。また、規制緩和によって製造を希望する農家が集積されれば、中山間地の活性化と雇用の拡大につながる。 |
| 1404 | 14041010 | 酒類(リキュール類)の製造免許要件の緩和 | 「まむし酒(リキュール類)」の製造免許要件である、年間製造見込数量(年間6キロリットル)を緩和(撤廃)する | 最低製造量の規制緩和により、リキュール類に分類されるマムシ酒について、清川村マムシ生産組合及び清川村ふるさと物産館(直売所)においての自家製造を行う。具体的にはウォッカを購入し、ビン詰めを行い、マムシ酒を製造する。酒を造ることを生業とするわけではなく、より強い地域特性を発揮したいがために緩和を望むものである。 | ・清川村は典型的な中山間地帯であり、農林業が主体の村である。過疎からの脱却を合言葉に、とりわけ「小さな村の大きな挑戦」を掲げ、今日まで村づくりを行ってきた。その目玉として、「桃」と「マムシ」を柱として、地域おこしを行ってきた。 ・マムシは、昔から滋養強壮の食物として重宝されてきたし、最近の健康ブームの中でその効果が見直されている。 ・地域の特色ある資源を活かした交流によるむらづくりを、さらに強化していくために、マムシ酒(リキュール)の販売は欠くことができず、直売所における目玉商品としたいので、酒税法の規制緩和を提案する。 | 大分県 | 大分県清川村 | 清川村マムシ特区 | 清川村は典型的な中山間地帯であり、農林業が主体の村である。過疎からの脱却を合言葉に、とりわけ「小さな村の大きな挑戦」を掲げ、今日まで村づくりを行ってきた。その目玉として、「桃」と「マムシ」を柱として、地域おこしを行ってきた。地域の特色ある資源を活かした交流によるむらづくりを、さらに強化していくために、マムシ酒(リキュール)の販売が欠くことのできない要因となっている。直売所における目玉商品としたいので、酒税法の規制緩和を提案する。 |
| 1108 | 11081011 | 法人の経営する農園レストラン等における酒類の製造免許要件の特例(酒類製造免許の要件緩和) | 個人の特定農業者に限られている、濁酒の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないことを都市と農村の交流拠点として農林水産省の公的補助(地域農業基盤確立農業構造改善事業グリーン・ツーリズムタイプ)等で建設された施設を所有・営業する法人にも適用する。及び、原料は自家生産に限られているものを特区内で生産されたものも可とする。また、焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。 | 実施主体である法人が特区内(湯布院町内)の農家と契約栽培した米を原料に自己の製造所で濁酒を製造し、法人所有の農場レストラン等で提供する。また、同法人と特区内(湯布院町内)の農家とが契約栽培した米・麦を原料に自己の製造所で焼酎を製造し、濁酒と同じ法人所有の農場レストラン等で提供する。 | 0 | 大分県 | 大分県湯布院町 | ゆふいん原酒の里構想 | 湯布院町は全国有数の湧出量を誇る温泉と風光明媚な山岳、高原など自然豊かなまちです。今では年間約400万人の人々が訪れる保養温泉地です。一方、観光資源ともなっている農村景観を保全している農村では後継者不足や農業者の高齢化などで農地の荒廃化が急激にすすんでいます。そこで、農村の活性化のため地域資源である農地の有効利用を図るとともに新たな付加価値製品を創出する必要があります。そこで、都市と農村の交流拠点として農林水産省の公的補助等で建設された施設を運営している法人について、町内で最も生産されている米と麦を原料とした濁酒や焼酎を製造し、提供することで農村地域の活性化を図ることを目的としています。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|---|---|--|---|-------|---------------------------------|---|---|
| 1079 | 10791010 | かむいにゃ酒特区構想 | 本地域において、酒税法が施行されるまえは、焼酎をたしなむため各家庭で昔ながらの技法で焼酎が製造されていた。今回提案する「かむいにゃ酒特区構想」はこの製造技法を復活させるため、酒税法の規制を緩和していただき「かむいにゃ酒」の製造技法を保存継承していきたい。 | 「かむいにゃ酒」とは、本地域において酒税法が施行されるまえに焼酎をたしなむため各家庭で昔ながらの秘伝の技法で製造されていた焼酎のことです。現在、この「かむいにゃ酒」を製造できるひとは、80才代の方々でこのままでは製造技法が途絶えてしまうことから、酒税法を緩和していただき「かむいにゃ酒」を復活させ製造技法を保存継承していきたい。なお、近年の焼酎ブームにかんがみ「かむいにゃ酒」を観光資源として是非取り上げていきたい。 | | 鹿児島県 | 鹿児島県伊仙町 | かむいにゃ酒特区構想 | かむいにゃ酒」とは、本地域において酒税法が施行されるまえに焼酎をたしなむため各家庭で昔ながらの秘伝の技法で製造されていた焼酎のことです。現在、この「かむいにゃ酒」を製造できるひとは、80才代の方々でこのままでは製造技法が途絶えてしまうことから、酒税法を緩和していただき「かむいにゃ酒」を復活させ製造技法を保存継承していきたい。なお、近年の焼酎ブームにかんがみ「かむいにゃ酒」を観光資源として是非取り上げていきたい。 |
| 1296 | 12961010 | 焼酎の製造免許の要件緩和 | 五島の活性化を目的に、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎「うんまか焼酎・五島」の製造販売を行う場合には、酒税法第7条第2項の規定による酒類製造免許の最低製造数量基準(しょうちゅう乙類においては、1年間の製造見込数量が10キロリットル以上)に特例を設け、数量基準を零にする。また、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条第11号関係2の(4)の規定(免許の需給調整要件)を適用しない。 | 近々、酒類の販売業免許を取得し、宮崎県内の酒造会社で製造した焼酎に「うんまか焼酎・五島」のラベルを貼り、下五島地域において、主に観光客の土産品として販売を開始する。また、市町村合併により、本年8月1日に「五島市」が誕生することから、これを記念にしたパッケージで同焼酎を販売し、観光資源として五島のPRに繋げる。 次のステップとして、宮崎県内の同酒造会社で製造した原酒と地元七岳山系の湧水をブレンドした焼酎に同ラベルを貼り、下五島地域において、同様に販売する。 これらと並行し、特区を活用して焼酎の製造免許を取得し、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎の製造を開始し、地域内で消費するとともに、特産品として観光客等に販売を行う。 以上の取組等により、人口流出が続く下五島地域において、若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興などによる地域の活性化を図る。 | 同じ離島である本県奄美市には多くの焼酎会社があるが、五島には全くなく、その点で他社との競合も生じないことから、地元の特産品と湧水を使った焼酎の製造販売により、五島の活性化を図りたいと考えている。 しかし、五島で焼酎(乙類)を製造しようとしても、酒税法の規制により、新たに免許を取得することは現実的に不可能な状況である。 これは、通達により、しょうちゅう乙類の製造免許の付与が、米、麦、さつまいも及びそば以外の特産品を主原料とするしょうちゅうの製造や、しょうちゅう製造者が、企業合理化を図るために新たに製造場を設置する場合などに限定されているためである。 また、焼酎会社を起業しても、軌道に乗るまでは少量ずつの製造しかできないが、酒税法の規定により、しょうちゅう乙類の場合、1年間の製造見込数量が10キロリットルに達しない場合は、製造免許を受けることができないとされている。 さらに、本土の焼酎会社に製造を委託するにしても、離島であるが故に、本土地域と比べて輸送コストが高くなり、商売として継続するのは不可能である。 若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興による活性化を図るためにも、これらの規制緩和を是非ともお願いしたい。 | 長崎県 | 若菜 実 野田 直幸 浜口 重敏 緒方 勝? | うんまか焼酎「五島」の製造販売による五島活性化プロジェクト | 公共事業費の縮減に伴う雇用の減少により、さらに人口流出が予想される下五島地域において、酒税法の規定による焼酎の製造免許の要件を緩和し、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使った純五島産の焼酎「うんまか焼酎・五島」の製造販売を行うことにより、若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興などによる地域の活性化を図ろうとするものである。 |
| 1486 | 14861010 | 農業生産法人以外の法人の農業への参入容認と同法人による酒税製造免許の最低製造数量基準の特例 | 遊休農地の活用と民間活力の利活用を図ることを念頭に、農業の活性化、地域雇用の促進、農作物の地産地消、顔の見える安全安心な食の推進、新たな地域資源の創出といった観点から、農業生産法人以外の法人が農業へ参入し、且つ、その法人が生産した農作物を原材料として同法人が酒類を製造し、直営の飲食店で提供することを可能とする特例。現行の規制の特例を一体的に活用した特例とすることで手続きの簡素化を図り、同時に現行の特例に付された条件を緩和し、本地域における「農と食と環境の循環」の推進に寄与する法人であれば積極的に参画することを可能とし、地域の雇用拡大を促すための特例とする。 | 「農と食と環境の循環」構想のひとつの施策として、農作物の地産地消、顔の見える安全安心な食の提供を目的に、農業生産法人以外の法人が遊休農地を活用し、酒類(ビールやどぶろく)の原材料や酒類に合う食物の原材料を生産し、2次加工物としての酒類や食材を自らが経営する飲食店で提供する。 | | 愛知県 | 愛知県豊川市、ひまわり農業協同組合、豊川宝飯地区農政企画協議会 | アグリートエコサーキュレーション構想 ～農(agriculture)と食(eat)と環境(ecology)の循環(circulation)によるまちづくり～ | 消費者が求める「食の安全安心」に対応するため農産物の認証・表示制度を創設し、高い水準の認証を得るために、当該事業に併せて良質な有機堆肥の製造事業を行うが、堆肥の原材料には生ごみや剪定枝、畜産糞尿などを活用し、生ごみ削減という環境問題に配慮する。このように「農」と「食」と「環境」を循環させ、生産者、消費者、地域の農協や企業、自治体が一体となって支援することで、次世代型の農業振興を図る。その他、農業就業者支援センターや市民農園、農業体験公園などの包括的な整備や、地場産農産物による地域の新たな特産品となりうる2次加工物の創造・販売を通じ、「農」と「食」をテーマにした地域の活性化と雇用の促進を図る。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|---|---|--|---|-------|--|----------------------|---|
| 1300 | 13001010 | 地域の特産物を利用した乙類焼酎の免許の付与に関しさつまいもを認可の対象とする緩和。 | 酒税法第10条の規定には、酒税の保全の為に酒税署長は免許を与えない事がある。と規定されている。現在焼酎乙類に分類されるいも焼酎は、酒税の保全の名目でこの10条が適用され、実質新規免許が付与されなくなっている。また、例外として認められる地域の特産品としての乙類焼酎に關しても、さつまいもを原料とする場合は除外される。つまりさつまいもを原料としたいも焼酎製造事業は一切新規参加が出来なくなっている。しかし、実際の市場を見れば、いも焼酎ブームで、いも焼酎の絶対量が不足し、偽ラベル等まで出現する状況である。そこで、地域の農業の振興及び、地域の活性化の為にさつまいもを原料とした乙類焼酎の製造免許を認可の対象とし 地場のいもを材料にしたいも焼酎事業への新規参加を認める。 | ひたちなかJA管内で唯一の酒造会社である木内酒造合資会社(既に清酒、ビール、発泡酒、ワイン、かすとり焼酎の免許取得済)で、特産品としてのほし芋を原料とした乙類焼酎の製造免許を取得し、ひたちなかJA管内のほし芋を原料にほし芋焼酎を製造し、販売する。 | ひたちなかJA地区内の農家で生産されるほし芋で商品価値の無いくず芋を材料に「ほし芋焼酎」を製造販売する事で、材料供給者である農家の収入を増加させるとともに、地域内の地産地消運動を推進させる。また、現在消費者の健康志向の流れとともに、焼酎乙類の売上は近年中に清酒を越える見込である。このような環境下で、さつまいもを原料にした焼酎乙類の製造免許の付与が即、酒類の需給の均衡を崩し酒税の保全に問題が生ずるとは考え難い。逆に、既存の設備を活かし、最も販売しやすい酒類を製造する事は、中小の既存の酒類製造会社の活性化に繋がるはずである。 | 茨城県 | ひたちなかJA株式会社幸田商店・木内酒造合資会社 | 純ひたちなか産ほし芋焼酎生産プロジェクト | 酒税法第10条の規定には、酒税の保全の為に酒税署長は免許を与えない事がある。と規定されている。現在焼酎乙類に分類されるいも焼酎は、酒税の保全の名目で この10条が適用され、実質新規免許が付与されなくなっている。また、例外として認められる地域の特産品としての乙類焼酎に關しても、さつまいもを原料とする場合は除外される。つまりさつまいもを原料としたいも焼酎製造事業は一切新規参加が出来なくなっている。そこで、地域の農業の振興及び、地域の活性化の為に その地域産のさつまいもを原料とした乙類焼酎の製造免許を認可の対象とし 新規のいも焼酎事業への参加を認める。 |
| 1263 | 12631010 | 酒税法の規制緩和 | ・特定農業者による濁酒の製造にあたり、製造下限量の撤廃と特区地域内での濁酒販売事業を可能としたい。 | ・濁酒の製造免許の取得要件の下限数量6klを撤廃し、かつ、特区内での販売を行う。 | ・濁酒の規制緩和について、民宿等に限定せず、特区地域内での販売を認める方向で更なる規制緩和をお願いしたい。 | 青森県 | 青森県八戸市、(仮)NPO法人「農援隊」 | はちのへ農援隊特区構想 | 基幹産業が農業である近隣町村と八戸市など都市部の持つ「マンパワー」などを町村の地域資源と結びつけることで、農業関連ビジネスの振興を図り、生産者の所得向上につなげる。NPO法人や株式会社の農地取得容認、農家民宿における簡易な消防設備での容認、酒税法緩和による濁酒やワイン醸造、販売、地産地消をキーワードとした農産品や加工品の宅配に限り、自家用貨物自動車の有償運送事業を容認等を導入により、当該地域の活性化を図る。 |
| 1216 | 12162140 | 米作等の加工品、発酵食品にかかる酒税等規制緩和 | 農家が民宿(民泊)及びイベント等で「濁酒」として提供するものについては、酒類製造の規制対象外としていただきたい。 | 農家が営む民宿(民泊)及び都市住民の集うイベント会場で、自家製の有機米と那須のきれいな水で製造した発酵酒を提供する。 | 当地は、栃木県の北部の米どころでもあり、農家が民宿(民泊)及びイベント等で自家製の農産物を利用して「濁酒」を提供することが、農村の活性化と都市と農村の交流の促進に寄与することが期待されている。 | 栃木県 | 那須野ヶ原土地改良区連合 | 人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト | 特例市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で「感じる自然、豊かな緑、そよ風の高原」をコンセプトに、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林・畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環産業の創設を行うことにより、新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって蝕まれている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニック化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築。森林、畜産バイオマス等によるエコパワーセンターの整備を行う。 |
| 1232 | 12321021 | 酒税についての申告義務・記帳義務の簡素化(納税申告の簡素化) | 酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。 | 酒類販売による収入の拡大を目的とするものではなく、少量生産・少量消費により都市住民等にもてなし、農村の価値を高めるという公益性を求めることが主目的である。よって、生業とする酒造業者同様の煩雑な税申告や記帳の手続きを簡素化する。具体的には年一回の税申告・納付への特例措置と酒税法施行規則14条適用の除外を実施する。 | 規模の大小を問わず税の申告・納税や記帳義務を履行すること、まったく検討の余地なしと見受けられる回答であるが、もてなすために製造する少量ワインに対して、個人が毎月の税申告納付等を行うことは困難。納税をしないというのではなく、もてなし用に関し、簡素化によりハードルを下げていただきたいという再々提案である。これにより、どぶろく特区を含め、現実的な動きが必ず期待できる。 | 大分県 | 大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会 | ハウスワイン(自家製果実酒)特区 | 安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。また、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--------------------------------|---|--|---|-------|--|-------------------|---|
| 1232 | 12321022 | 酒税についての申告義務・記帳義務の簡素化(記帳義務の簡素化) | 酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。 | 酒類販売による収入の拡大を目的とするものではなく、少量生産・少量消費により都市住民等にもてなし、農村の価値を高めるという公益性を求めることが主目的である。よって、生業とする酒造業者同様の煩雑な税申告や記帳の手続きを簡素化する。具体的には年一回の税申告・納付への特例措置と酒税法施行規則14条適用の除外を実施する。 | 規模の大小を問わず税の申告・納税や記帳義務を履行すること、まったく検討の余地なしと見受けられる回答であるが、もてなすために製造する少量ワインに対して、個人が毎月の税申告納付等を行うことは困難。納税をしないというのではなく、もてなし用に限り、簡素化によりハードルを下げたいとしたいという再々提案である。これにより、どぶろく特区を含め、現実的な動きが必ず期待できる。 | 大分県 | 大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会 | ハウスワイン(自家製果実酒)特区 | 安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。また、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。 |
| 1035 | 10351010 | 旭川空港の通関、検疫(C.I.Q)業務を民間企業に委託する。 | 所管官庁職員のみで実施されている規制を撤廃する。 | 国際線定期便を就航させる。 平成15年度200便足らずのチャーター便で地域経済の総波及効果は5億4千万円超と推計されている。 | 所管官庁職員の旭川空港配置が困難。 | 北海道 | 澤渡 久芳 | 旭川空港に通関、検疫体制を整える。 | 旭川空港は、1200m滑走路で開港し、その後2500mに延長された。しかし未だ十分に生かしきれられていない。2500m滑走路は、国際線の定期便が就航する事によってはじめて十分に活用されたと言える。幸いなことに当空港から近郊の北海道を代表する大雪山脈の峰々を展望する事が出来、チャーター便で降りた台湾等からの外国人に聞くと評判は上々であった。旭川は北海道の中央部に位置し、冬期を初め四季を通した全ての自然が貴重な財産と言える。官公署の人員配置に問題が有って通関、検疫体制が不十分であるなら、研修を重ね民間企業に委託して可能な限り早期に国際線定期便の就航を促進すべきである。 |
| 1035 | 10352010 | 旭川空港の通関、検疫業務(C.I.Q)を民間に委託する。 | 関係所管官庁に依る、研修等の支援を頂き、民間に依る(C.I.Q)業務の処理を行い一日も早く飛行場の機能を十分に活用する事で地域経済の活性化を目指す。 | C.I.Q業務を民間に委託し早期に国際線定期便を就航させ地域経済を再生する。 | 旭川空港は1200m滑走路で開港し、その後2500m滑走路に整備されたが、所管官庁職員のみで通関、検疫業務(C.I.Q)が実施される事となっている為、職員の配置に目途が立たず未だに国際線定期便が就航が出来ずその機能が十分に活用されていない。 | 北海道 | 澤渡 久芳 | 旭川空港に通関、検疫体制を整える。 | 旭川空港は、1200m滑走路で開港し、その後2500mに延長された。しかし未だ十分に生かしきれられていない。2500m滑走路は、国際線の定期便が就航する事によってはじめて十分に活用されたと言える。幸いなことに当空港から近郊の北海道を代表する大雪山脈の峰々を展望する事が出来、チャーター便で降りた台湾等からの外国人に聞くと評判は上々であった。旭川は北海道の中央部に位置し、冬期を初め四季を通した全ての自然が貴重な財産と言える。官公署の人員配置に問題が有って通関、検疫体制が不十分であるなら、研修を重ね民間企業に委託して可能な限り早期に国際線定期便の就航を促進すべきである。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|----------------------------------|--|--|--|-------|-------|----------------------|---|
| 1580 | 15802010 | C I Q業務への地方公共団体職員への派遣 | C I Q機関が繁忙期など現在の人員体制で対応できない場合に地方公共団体の職員がその業務を行うことができるようモデル的に国からの受託事務として、C I Q業務に必要な実務知識・技術等に関する研修を受けた地方公共団体職員がC I Q業務の一部を実施する。 | 地方公共団体職員の研修実施 国際チャーター便の乗り入れが集中するような繁忙期などに研修を受けた地方公共団体職員がC I Q業務の一部を実施する。 上記取組を通して、円滑な国際チャーター便の就航が図られ、外国人観光客の増加につながり、国際観光振興と地域経済の活性化が図られる。 | ・道内地方空港では、観光振興を視点として地域経済活性化のため、空港所在の自治体や経済団体が積極的に国際チャーター便の誘致活動を展開してきたことにより、平成12年度後半から外国人対象の国際チャーター便の乗り入れが急増しており、その運航の都度、空港の最寄りの各C I Q機関の出張所等の職員の出張体制により、対応することとなっている。 ・国においては、行政改革等により定員の増は厳しい状況にあり、人員体制が必ずしも十分でないため、他の道内空港と運航日等が重複した場合、全ての乗り入れ希望に対応できないことや乗客の出入国に相当な時間を要することもある。 ・現行、釧路、帯広、女満別、中標津空港における出入国業務については、札幌入国管理局釧路出張所4名が、通常2～3名体制で出張して対応しており、同日複数の空港にチャーター便が離発着する場合は、対応不可能と思われる。また、税関、入管、検疫機関においても、空港と港湾業務が重複する場合は各機関厳しい対応が予想される。 | 北海道 | 北海道 | 外国人観光客倍増プラン | 北海道経済に大きなウエートを占めている観光産業は、関連する産業の裾野が広く地域経済への波及効果が大いことから、積極的な観光振興施策が必要であり、特に東アジア地域からの道内地方空港への国際チャーター便を利用した外国人観光客の来訪が増加しているため、これに対応した体制づくり等を進める必要がある。このため、東アジアの人々が観光旅行しやすい環境づくりや外国人観光客の受け入れ体制の整備などを通して、外国人観光客の誘致促進を図り、戦略的な北海道の国際観光を展開する。 |
| 1155 | 11552010 | 退職者(O B職員)を対象とした嘱託員によるC I Q体制の整備 | 開港となった場合、新たにC I Q関係職員を配備する必要があるが、地方港湾等への配備については、人員の確保・調整が容易でないことが予想されることから、退職者(O B職員)を対象とした嘱託員によるC I Q関連業務の実施を提案する。 | 七里長浜港の開港による取扱貨物量の拡大及び同港背後圏域における各種事業の振興。 | C I Qは、それぞれ所管官庁が分かれており、人員配置の調整等が困難であるため。 | 青森県 | 青森県 | 七里長浜港を中核とした国際物流活性化構想 | 本構想は、七里長浜港を開港することにより、取扱品目の制限が解除されることで、取扱貨物量の増大を図り、同港背後圏域において既存の特例措置を活用しながら実施する廃自動車リサイクル事業、廃棄物処理センター事業、溶融炉の熱源を利用した水気栽培農場事業等の振興を目指すものである。このために必要な措置として、開港指定条件の緩和及びC I Q体制の整備を提案するものである。 |
| 1155 | 11551010 | 開港指定基準の緩和 | 2年間続けて、年間輸出入と取扱額5千万かつ、外国貿易船の入出港隻数の合計が11隻をこえるという開港基準を同港において適用除外にする。 | 七里長浜港は日本海沿岸諸国に対して恵まれた立地条件にあり、不開港における本船扱い、ふ中扱いの例外規定にある輸出入品目以外についても利用が見込まれる。しかし不開港であることから、例外規定にある輸出入品目についても取扱い時には様々な手続きを要し、また物流コストが大きくなっている現状である。開港基準を適用除外することで、物流コストを削減し取扱貨物量の増加とともに、背後圏域の産業活性化を図る。 | 七里長浜港は日本海沿岸諸国に対し、貿易港として恵まれた立地条件にある。今後においても取扱貨物量は増加していくと見込まれている。しかし、同港は不開港であるため、取扱品目が制限され、利用・利便性を著しく損ねている状況にあるため、開港基準を適用除外し、港湾物流の増加と背後圏における産業促進を図るために、左記に掲げた開港指定基準の適用除外を提案するものである。 | 青森県 | 青森県 | 七里長浜港を中核とした国際物流活性化構想 | 本構想は、七里長浜港を開港することにより、取扱品目の制限が解除されることで、取扱貨物量の増大を図り、同港背後圏域において既存の特例措置を活用しながら実施する廃自動車リサイクル事業、廃棄物処理センター事業、溶融炉の熱源を利用した水気栽培農場事業等の振興を目指すものである。このために必要な措置として、開港指定条件の緩和及びC I Q体制の整備を提案するものである。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|---------------------------|--|--|--|-------------|-------------|--------------------|--|
| 1430 | 14302010 | 日高港を活用した地域産業の活性化構想 | <p>【構想の概要】</p> <p>日高港(塩屋地区)を開港、出入国港、植物検疫港に指定し、輸入木材船等の入港手続簡便化を図ることにより、他港との競争力を強化し、原木を中心とした港湾取扱貨物の増加と、背後地域の産業の活性化を図る。</p> <p>【適用する支援措置】</p> <p>外国貿易を対象として整備した港湾については、供用開始以降、外国船舶の定期的な入出港が認められる場合、速やかに、開港指定、出入国港指定、植物検疫港指定を行うよう、運用を見直します。</p> <p>【支援措置適用スケジュール】</p> <p>平成17年度当初から</p> <p>【地域の特性】</p> <p>日高港は、御坊市周辺の地場産業である木材の取扱いを中心に利用されてきたが、既設の港湾施設(西川地区)は、水深が浅く大型船が接岸できないこと、背後地が狭隘で荷さばき地が十分確保できないことなどから、非効率な輸送形態を強いられてきた。こうした</p> | | <p>日高港は、国の重要港湾に指定され、外材直輸入を主眼において整備された港湾であるにもかかわらず、開港、出入国港、植物検疫港に指定されていない。このため、日高港へ原木を輸入するためには、多くの手続を他港で行った後、入港する必要がある。水深等施設面では問題がないにもかかわらず、法的規制のみで利用者に余分な負担を強いることになる。上記指定港となるためには、外国船入港等の実績が必要であるが、地方の新しい港である日高港にとっては困難である。そこで、無条件で開港、出入国港、植物検疫港に指定し、手続簡便化を図ることが必要である。</p> | 和歌山県 | 和歌山県 | 日高港を活用した地域産業の活性化構想 | <p>日高港を活用した地域産業の活性化構想</p> <p>【都道府県名】和歌山県</p> <p>【申請主体】和歌山県</p> <p>【構想の範囲】和歌山県御坊市の区域の一部(日高港地域の一部分)</p> <p>【構想の概要】日高港(塩屋地区)を開港、出入国港、植物検疫港に指定し、輸入木材船等の入港手続簡便化を図ることにより、他港との競争力を強化し、原木を中心とした港湾取扱貨物の増加と、背後地域の産業の活性化を図る。</p> <p>【適用する支援措置】外国貿易を対象として整備した港湾については、供用開始以降、外国船舶の定期的な入出港が認められる場合、速やかに、開港指定、出入国港指定、植物検疫港指定を行うよう、運用を見直します。</p> |
| 1355 | 13551010 | 通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し | <p>インランド・デポ(内陸通関拠点)について、開港又は税関空港と同様に一定の要件を満たしていれば、開港又は税関空港と一体となった特区内でなくても、単体で臨時開庁手数料半額の対象とする。</p> | <p>インランド・デポにおける通関業務の時間外手数料軽減により、物流コストの低減と物流拠点としての競争力の強化を図る</p> | <p>空港施設や港湾施設から地理的に離れた場所に立地するインランド・デポ(内陸通関拠点)は、周辺に立地する企業の国際物流を支援するために設置されており、複数の空港施設や港湾施設で取卸しされた貨物を取り扱っている。</p> <p>これは、複数の空港施設や港湾施設と一体的に機能して、通関業務やバンニング(コンテナ内への貨物の詰め込み作業)、デバンニング(貨物の積み卸し詰め込み作業)等の作業を、内陸部に設置されたインランド・デポで実施することにより、時間的ロスの省略と国際競争力の向上を図っているものであり、特定の空港施設や港湾施設と一体でなければ特例措置の対象としないという取扱いは、地元で輸出入の通関をすることにより、発着地の空港や港湾での手続等の手間が省け、通関の迅速化と物流コストの低減を実現するというインランド・デポの長所を減殺する規制であり、内陸部に立地する企業の貿易活動を阻害しかねない状況にある。</p> <p>国際貨物の取卸しについては、必ずいずれかの空港施設や港湾施設において行われるが、これらの施設で取卸しされた貨物を取扱い、かつ保税運送によりインランド・デポ内に所在する税関支署(出張所)で通関を行っている実態を踏まえ、一定の要件を満たしていれば、特定の空港施設や港湾施設と一体でなくても、別に定める物流特区内における臨時開庁手数料を軽減とすることにより、内陸部に立地する企業の貿易活動を支え、もって我が国の貿易活動の活性化を図る必要がある。</p> | 茨城県、栃木県、群馬県 | 茨城県、栃木県、群馬県 | 広域連携物流特区 | <p>港湾と高速道路を中心とした競争力の高い物流拠点や物流ネットワークの整備を進めるために、インランドデポにおける通関の臨時開庁手数料の軽減は必要不可欠である。内陸部に位置する企業において、身近なインランドデポを活用することで、経済的・時間的なメリットを享受できるようになれば、北関東地域全体の物流の活性化・効率化が図られる。</p> |
| 1368 | 13681090 | 税関執務時間外体制の強化 | <p>横浜港における税関の執務時間外対応官署の拡大</p> | <p>横浜港における、税関の執務時間外対応の官署を本関に加え、大黒、本牧、山下各出張所に拡大することを要望します。</p> | <p>横浜港においては国際物流特区の指定後、税関の執務時間外の申請件数は増加しており、規制緩和の効果が上がっていると認識しています。</p> <p>今後、スーパー中核港湾の指定に向け、港の24時間化への対応が進む中で、輸出入手続きの24時間化やリードタイム短縮がより強く求められているとともに、時間外手続きの需要が増大することが見込まれることから、現在、本関のみで対応されている執務時間外の対応を、横浜港の主要なふ頭(頭)に所在する税関出張所においても実施することにより、迅速な輸出入手続きの実現のための体制強化を要望します。</p> | 神奈川県 | 神奈川県横浜市 | 国際物流特区 | <p>地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。</p> <p>横浜市『国際物流特区』では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実施に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。</p> |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--------------------------------------|--|--|---|-------------|---|------------------|--|
| 1368 | 13681070 | 船舶の入港に係わる税関への提出書類についての提出期限の緩和 | 関税法第15条に基づき税関に提出する書類の提出期限は「入港の時から24時間以内」となっているが、「着岸後24時間以内」とする。 | 関税法15条には「外国貿易船が開港に入港した時、船長は、入港の時から24時間(行政機関の休日は除く)以内に入港届、積み荷目録及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない」との趣旨を規定しています。在来船が諸事情により港湾区域に24時間以上錨泊することになる場合、入港届等に船長のサインが必要とされていることから、必要書類をやりとりするために、代理店が通船を雇い、訪船して対応しており、この通船代が港湾利用コスト上昇の一因になっています(なお、コンテナ船はNACSでオンライン申請しているため不要です。)この規制が緩和されれば、横浜港の国際競争力確保に不可欠なコストの削減が図られ、取扱貨物量の増加と地域経済の活性化につながります。 | 財務省からの第四次提案再回答によると、関税法15条は、外国貿易船の監視取締の実効性を確保するために、入港船のデータを可能な限り早期に入港届を提出することを目的とする一方で、敢えて「入港の時から24時間以内」としているのは、荷役のためのバース待ち等により港内で一旦投錨するような場合を考慮したためとなっています。このことは、入港の時から24時間の時間的余裕を設定すれば、バース待ち等があっても、一般的には船舶は着岸できることを想定しており、結果として着岸後の提出書類を前提としていると解されます。また、入港届は、税関と同じ監視取締等を目的に、入国管理局(出入国管理法)等にも提出しており、他機関からは、着岸後、原則的に24時間以内に提出するよう指導されていることから、税関についても同様の取扱いとなるよう要望します。 | 神奈川県 | 神奈川県横浜市 | 国際物流特区 | 地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実施に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。 |
| 1368 | 13681080 | 通関の手続・検査と他法令の手続・検査についての迅速・同時一体的な業務処理 | 通関の手続・検査において、動植物検疫等の他法令の手続・検査と連携した実施体制の実現 | 通関手続・検疫手続において、担当機関間で業務手順の調整や業務連携の強化を図り、各々の手続が最短時間で同時一体的に完了する業務方法・体制を実現すること。 | 通関手続を行う場合、動植物検疫等他法令手続後にならないと輸入許可手続ができないため、輸入許可に時間がかかることが多く見受けられます。シングルウィンドウシステムの稼働により、申請手続の連携が図られましたが、添付資料の提出や検査・許可手続はそれぞれの官庁により行われているため実際には個別の官庁手続を行う必要があります。輸入手続の迅速化・合理化を図るため、輸入許可にかかる一体的な書類手続、検査体制等の関連行政機関の連携強化を求めるものです。 | 神奈川県 | 神奈川県横浜市 | 国際物流特区 | 地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実施に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。 |
| 1476 | 14761010 | 港湾にかかわる手続の完全電子化のための規制改革 | 港湾にかかわる手続の完全電子化のため、電子帳簿法その他の電子データ保存に関する規制を見直し、緩和すること。 輸出入の円滑化を図る観点から、船荷証券及び原産地証明書などについても、例外なく電子化を進めること。 | 神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港が東アジア地域における競争に勝ち残り、国際ハブ港湾の地位を回復するため、大阪湾の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 一元的経営事業の効果が高めるため、港湾にかかわる手続を完全に電子化する。現状、通関手続は申請書類が電子化されているが、他法令に基づく電子化されていない書類の添付が義務づけられていることから、実質的な完全電子化は達成されていない。 | 関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業インフラとしての物流機能の高度化は関西にとって重要な課題である。 現状では、大阪湾内の各港湾の管理が政令市、府県の単位でばらばらに行われているため、投資が重複していることに加え、機能分担が明確でなく、利用者はそれぞれの港で課税されるなど利便性が損なわれている。また、港湾、空港、鉄道、道路を通じた総合輸送・物流政策の視点が欠けているため、国際競争力が低下している。これにより、大阪湾域から国際基幹航路が減少すれば、物流コストが上昇、スピーディな輸出入業務が阻害され、荷主企業の国際競争力に大きなダメージを受ける。 | 大阪府、京都府、兵庫県 | (社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所 | 大阪湾港湾の一元的経営事業の推進 | 神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政法人「関西港湾機構(仮称)」を設立し、各港湾を一元的に管理する。コスト削減やリードタイム短縮に向けて、航空輸送、鉄道輸送、道路輸送との連携を強化する。利便性向上について対外的に情報発信を行うことにより、海外基幹航路の誘致や瀬戸内海のフィダー機能の回復を図る。 一元的経営事業の効果が高めるため、港湾にかかわる手続を完全に電子化する。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--------------------------|--|---|---|-------------|---|------------------|--|
| 1476 | 14762010 | 地方独立行政法人が港湾管理者となるための法的措置 | 大阪湾内の各港湾管理当局を統合改組し設立する地方独立行政法人が各港湾を一元的に管理する港湾管理者となることのできるよう港湾法、地方独立行政法人法など所要の法律改正を行う。 とん税、特別とん税の課税に関する所要の調整 | 大阪湾内の各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政法人「関西港湾機構(仮称)」を設立する。 各港湾を一元的に管理することで、利用パースの集約による貨物の集積力を向上し、荷主や船会社に対して低コストで、リードタイムの短い高品質の港湾サービスを提供し、港湾の国際競争力を高める。 所管省庁の縦割りを超えて、航空輸送、鉄道輸送、道路輸送との連携を強化することによって、さらなるコスト削減やリードタイム縮減が実現する。 利便性向上について対外的に情報発信を行うことにより、海外基幹航路の誘致や瀬戸内海のフィダー機能の回復を図る。 | 関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業インフラとしての物流機能の高度化は関西にとって重要な課題である。神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港が東アジア地域における競争に勝ち残り、国際ハブ港湾の地位を回復するため、大阪湾の諸港を一元的かつ民間の発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 現状では、各港の管理が政令市、府県の単位ではばらばらに行われているため、投資が重複していることに加え、機能分担が明確でなく、利用者はそれぞれの港で課税されるなど利便性が損なわれている。また、港湾、空港、鉄道、道路を通じた総合輸送・物流政策の視点が欠けているため、国際競争力が低下している。これにより、大阪湾域から国際基幹航路が減少すれば、物流コストが上昇、スピーディな輸出入業務が阻害され、荷主企業の国際競争上大きなダメージを受ける。 | 大阪府、京都府、兵庫県 | (社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所 | 大阪湾港湾の一元的経営事業の推進 | 神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港を一元的かつ民間の発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政法人「関西港湾機構(仮称)」を設立し、各港湾を一元的に管理する。コスト削減やリードタイム短縮に向けて、航空輸送、鉄道輸送、道路輸送との連携を強化する。利便性向上について対外的に情報発信を行うことにより、海外基幹航路の誘致や瀬戸内海のフィダー機能の回復を図る。 一元的経営事業の効果を高めるため、港湾にかかわる手続きを完全に電子化する。なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。 |
| 1467 | 14671010 | 行政財産の無償使用 | 空港内の行政財産を、地方公共団体が空港利用者の駐車場として使用する場合に、無償で使用できることとする。 | 米子空港(美保飛行場)のターミナル地区において、鳥取県が国の行政財産を無償で使用し空港利用者の駐車場として整備・管理する。地域の実情を把握している県が駐車場を整備・管理することにより、利用者のニーズに的確に対応できるとともに無料駐車場とすることで空港の利便性向上、利用促進が図られ、地域の活性化につながる。 | 米子空港(美保飛行場)の駐車場は、有料として国土交通省が管理しており、当該地域の空港利用者の利便性は低いものとなっている。地方公共団体が無料駐車場とするためには、厳しい財政事情のあり国有財産の使用料を無償とする必要がある。 | 鳥取県 | 鳥取県 | 米子空港活性化構想 | 米子空港(美保飛行場)の駐車場は、民間の有料駐車場として運営しているが、慢性的に駐車場が不足している状況である。 当空港の航空運賃が割高な上、駐車場が有料となると山陰地方の他空港と比べ、空港利用者の利便性が低くなるため、厳しい財政状況の中、本県は空港利用者の駐車場無料化に取り組んでいるが、県の大きな財政的負担となっている。 県が空港内の行政財産を駐車場として使用する場合に、無償で使用できるよう規制の特例を設け、その上で米子空港内の行政財産の使用許可を県が優先的に受けることで、県が無料駐車場として整備・管理を行い、当空港の利便性向上、利用促進を図り、地域の活性化、自立ある発展につなげる。 |
| 1467 | 14672010 | 行政財産の地方公共団体への優先的無償使用 | 米子空港利用者の空港アクセス手段としては自家用車利用が大きなウエイトを占めている中で、米子空港(美保飛行場)ターミナル地区の駐車場は、民間の事業者が国有財産の一時使用許可を得、その使用料を支払い、有料駐車場として運営しているが、慢性的に駐車場が不足している状況である。 一方、米子空港の旅客数の8割を超える東京便の運賃は割高な上、駐車場が有料となると、空港利用者の利便性が低くなるため、厳しい財政状況の中、本県は空港利用者の既存有料駐車場の無料化に取り組んでいるが、県の大きな財政的負担となっている。 国際空港として山陰の空の玄関である当空港利用者の利便性向上、空港の活性化を図るためには、地域の実情を把握している県がターミナル地区の未利用地も含めて駐車場として整備・管理し、恒久的に無料駐車場にしたいとの意向をもっているが、国が管理している同地区の行政財産を使用する場合は、国有財産法第18条第4項に該当しないため有償となり使用料の負担が伴うこととなる。 そこで、県が空港内の行政財産を駐車場として使用する場合に、無償で使用できるよう規制の特例を設け、その上で米子空港内の行政財産の使用許可を県が優先的に受けることにより、県が無料駐車場として整備・管理を行い、当空港の利便性向上、利用促進を図り、地域の活性化、自立ある発展につなげるよう提案するものである。 | 米子空港(美保飛行場)のターミナル地区において、鳥取県が国の行政財産を無償で使用し空港利用者の駐車場として整備・管理する。地域の実情を把握している県が駐車場を整備・管理することにより、利用者のニーズに的確に対応できるとともに無料駐車場とすることで空港の利便性向上、利用促進が図られ、地域の活性化につながる。 | 米子空港(美保飛行場)の駐車場は、有料として国土交通省が管理しており、鳥取県は既存有料駐車場の無料化に取り組んでいるものの、当該地域の空港利用者の利便性は十分とはいえず、地方独自の取り組みでは限界がある。 鳥取県が無料駐車場として、拡張整備・管理するためには、厳しい財政事情のあり国有財産の使用料が無償となる支援措置が必要であり、地域の実情を把握した県に優先的に国有財産の使用許可を与えていただくようお願いしたい。 | 鳥取県 | 鳥取県 | 米子空港活性化構想 | 米子空港(美保飛行場)の駐車場は、民間の有料駐車場として運営しているが、慢性的に駐車場が不足している状況である。 当空港の航空運賃が割高な上、駐車場が有料となると山陰地方の他空港と比べ、空港利用者の利便性が低くなるため、厳しい財政状況の中、本県は空港利用者の駐車場無料化に取り組んでいるが、県の大きな財政的負担となっている。 県が空港内の行政財産を駐車場として使用する場合に、無償で使用できるよう規制の特例を設け、その上で米子空港内の行政財産の使用許可を県が優先的に受けることで、県が無料駐車場として整備・管理を行い、当空港の利便性向上、利用促進を図り、地域の活性化、自立ある発展につなげる。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|-----------------------------|---|---|--|-------|----------------|-----------------------|--|
| 1191 | 11911010 | 閉庁日における国の駐車場用地の容易化 | 再開発工事の集中等により大型バス駐車場の確保が困難な地域において、特区内に所在する国の庁舎等の一部を、国の機関の閉庁日に限り大型バスの駐車場として使用し、中心市街地の観光振興を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が中心市街地の観光振興の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1(8)にかかわらず、国以外の者による国の庁舎等の一部の使用を許可することができることとする。 | 土、日、祝祭日等の国の機関の閉庁日に限り、中心市街地へ観光目的で訪れる大型バスの駐車場として、国の合同庁舎等の駐車場を使用する。観光客の乗降は観光地等で行い、国の駐車場は観光・食事の間に大型バスを駐車しておくスペースとして利用する。 | 福井市の中心市街地では再開発工事に伴う集客力の低下から小売店や飲食店の経営は深刻な状況に陥っており、緊急な対策が必要となっている。しかし、本年オープンした中心市街地近くの観光地を活用し集客を図るうとしても大型バスの駐車スペースが確保できないために、旅行者から問い合わせがあっても断らざるを得ない状況である。再開発工事の間、中心市街地で大型バス駐車場を確保できるスペースがなく、近隣に位置する国の施設の使用がなければ中心市街地への集客は困難な状況である。 | 福井県 | 福井県 | 観光バス官庁駐車場利用特区 | 現在、県都である福井市中心市街地においては、JR福井駅周辺の再開発、JR線の高架化等に伴う道路工事、橋・陸橋の架け替え工事が集中して行われている。工事は今後も数年にわたって続けられるが、中心市街地の小売店や飲食店においては、工事に伴う交通規制により集客の減少傾向に歯止めがかからず、売上げに深刻な打撃を与えているうえ、中心市街地周辺の観光地においても、周辺で大型バスの駐車場が確保できないことが観光誘客面での支障となっている。このため、国の合同庁舎等の駐車場敷地を、中心市街地の観光振興を目的とした大型バス駐車場として使用することを可能にし、中心市街地への集客増および観光振興を図る。 |
| 1577 | 15771010 | 行政財産の民間貸付 | 公園やスポーツ施設などの行政財産の民間貸付に関する規制緩和、及び商業活動の規制緩和 | 行政財産である公園やスポーツ施設を利用したフットサルコート ⁰ の民間運営及び付随した飲食事業・その他商業展開 | | 東京都 | スポーツテレビジョン株式会社 | フットサル特区構想 | 行政財産(公園・スポーツ施設など)を利用した民間企業運営による都心エリアでのフットサルコートの設置。具体的には、フットサルコートの運営を通じて、社会人フットサルチームの育成・支援、フットサルを通じた社会人企業人間の交流、地域住人との交流、並びに国際・文化交流の促進をはかる。 |
| 1647 | 16471020 | 大阪国際空港周辺移転補償跡地の活用 | 「公共用飛行場周辺における航空機騒音における障害の防止等に関する法律」による移転補償跡地のうち、第2・3種区域外に存する跡地で、指定通所介護事業所の隣地にある未利用地について、市が無償貸与を受け、これを農園として活用することにより、施設を利用する高齢者の予防介護事業につながるよう、指定通所介護事業所にその管理を委託する。 | 市が、無償貸与を受けた移転補償跡地について、予防介護の推進を目的とした農園として活用する。また、指定通所介護事業所にこの管理を委託し、当該農園の利用者の範囲を広げることで、指定通所介護事業所を利用する高齢者が菜園を作ったり、近隣の幼稚園や保育所児童等の学習農園としての利用や、また、一般市民の市民農園として活用することにより、農作業を通じた利用者同士の交流促進が図られ、予防介護の推進にもその効果が期待される。 | | 大阪府 | 大阪府豊中市 | お達者あんしん高齢者サービスセンター構想 | 介護保険制度における要介護認定者のみの利用とされる指定通所介護事業所について、独り暮らしであって、要介護状態にない高齢者の利用を可能とし、自立生活の延伸につなげる。また、大阪国際空港周辺の第2・3種区域外に存する移転補償跡地のうち、指定通所介護事業所の隣地に位置する未利用跡地について、市が無償貸与を受け、指定通所介護事業所の管理する農園として、高齢者や保育所等児童、市民が農作業を行うことにより、利用者同士の交流を図り、予防介護の効果が期待できる。また、この取組みを通して指定通所介護事業所を地域の社会福祉資源とし、予防介護の推進拠点等の場として活用する。 |
| 1523 | 15232010 | 未利用国有地の売り払いの原則(一般競争入札)の特例措置 | 八尾空港西側跡地を地域のまちづくりに活かすとともに、国有地を効率的に処分するためには、一般競争入札だけでなく、事業コンベンなど多様な手法による方法を採用できる特例を会計法はもとより、関係法令通達等に盛り込んでいただきたい。 | 八尾空港西側跡地について、一般競争入札にかかわらず柔軟な手法による処分を実施 20年以上未利用の状態都市基盤が全く未整備の国有地について、都市基盤整備等を行うことにより、付加価値を上げ、まちづくりに必要な都市機能を誘導することで処分を効率的に実現できる。 | 国が未利用国有地を国有地の処分という視点のみではなく、都市計画や地域のまちづくり支援という視点を持って対応していただくことが、結果として、国有地を効率的、効果的に処分できることになると考えます。 また、単に空港整備特別会計所管の財産ということではなく、この土地が全国でも例がない市街地の中の大規模な土地であり、国が進めている地域再生の政策に有効活用するための検討を進めていただくためにも、処分方法の柔軟な対応が是非とも必要であります。 | 大阪府 | 大阪府八尾市 | 未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり | 20年以上も未利用である国有地(八尾空港西側跡地)の有効活用を進めるために、八尾空港周辺地域で災害に強いまちづくりを進めることや地域経済の活性化、地域雇用の創出を実現するために、都市計画の視点から道路・公園などの都市基盤整備や民間事業者誘致等の取り組みを行う。地元自治体が参画できる国有地処分を含めたまちづくりを検討する国のプロジェクト設置や国有地処分の弾力化、都市基盤整備のための国有地活用などの支援を求めるものです。 このことで、南海・東南海地震等にも対応できる防災活動機能の充実などの災害に強いまちづくりを進めるとともに、国有地の効率的な処分を実現できます。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|-------------------------|---|--|--|-------|---------|-------------------|---|
| 1538 | 15382010 | 国有財産処分方法の見直し | 実情に応じ民間事業者への随意契約、提案方式による入札方法等を導入し、民間資金による整備開発を推進する。 | 処分方法の制限緩和により、処分方法の選択肢を広げることで、民間事業者の積極的な参加を進め、民間資金の導入が期待できる。これにより、大規模国有財産が早期に利活用ができ、地域のまちづくり計画に沿った都市形成を実現できる。 | 国有財産の払下げは一般競争入札が原則であり、随意契約ができる条件が限定されており、民間事業者が随意契約で払下げることができない。 | 福岡県 | 福岡県北九州市 | 国有財産の民間事業者への払下げ緩和 | 企業の土地意識が所有から賃貸へと移行している状況で、国有地処分及び開発に民間資金を誘導するための新たな対策が必要である。そこで、国有財産の処分方法の制限を緩和するなど対策を講じる。 具体策としては、国有財産処分方法の見直し 国有地に対する事業用借地権の導入 国有財産処分に対する地方自治体の提案制度の導入を図る。 期待される効果として、既存市街地と一体となった土地利用 地域のまちづくり計画に沿った都市形成の実現 民間資金導入の促進と 地域経済の活性化が挙げられる。 |
| 1538 | 15382030 | 国有財産処分に対する地方自治体の提案制度の導入 | 一定規模以上の国有財産を処分する場合、周辺の都市形成への影響が大きい。地域のまちづくり計画に配慮するため、国は地方公共団体から跡地開発への提案を受け付け、提案を尊重して処分方針や処分先等を決定する。 | 地方公共団体の提案を十分に受け入れることにより、主体的に地域まちづくり計画に沿った都市形成ができ、既存市街地と一体となった土地利用ができる。 | 一定規模以上の国有財産を処分する場合、国は国有財産地方審議会に諮問し答申を受ける。自治体は当審議会の委員となっているが自治体の意見は参考程度にとどまっている。 | 福岡県 | 福岡県北九州市 | 国有財産の民間事業者への払下げ緩和 | 企業の土地意識が所有から賃貸へと移行している状況で、国有地処分及び開発に民間資金を誘導するための新たな対策が必要である。そこで、国有財産の処分方法の制限を緩和するなど対策を講じる。 具体策としては、国有財産処分方法の見直し 国有地に対する事業用借地権の導入 国有財産処分に対する地方自治体の提案制度の導入を図る。 期待される効果として、既存市街地と一体となった土地利用 地域のまちづくり計画に沿った都市形成の実現 民間資金導入の促進と 地域経済の活性化が挙げられる。 |
| 1538 | 15382020 | 国有地に対する事業用借地権の導入 | 企業の土地所有意識の変化に対応し、事業用借地権の設定を可能にする。 | 土地所有意識が所有から利用へ変化していく中、国有財産の処分を売却から貸付へ移行することにより、企業は低コストで事業展開が図れるため、民間資金導入の促進と地域経済の活性化が図れる。 | 企業の土地意識が所有から賃貸へと移行している状況で、国有地及び開発に民間資金を誘導するための新たな対策が必要。 | 福岡県 | 福岡県北九州市 | 国有財産の民間事業者への払下げ緩和 | 企業の土地意識が所有から賃貸へと移行している状況で、国有地処分及び開発に民間資金を誘導するための新たな対策が必要である。そこで、国有財産の処分方法の制限を緩和するなど対策を講じる。 具体策としては、国有財産処分方法の見直し 国有地に対する事業用借地権の導入 国有財産処分に対する地方自治体の提案制度の導入を図る。 期待される効果として、既存市街地と一体となった土地利用 地域のまちづくり計画に沿った都市形成の実現 民間資金導入の促進と 地域経済の活性化が挙げられる。 |
| 1568 | 15681070 | 二線引畔の時効確認のための事務処理の効率化 | 地籍調査事業における時効確認事務については、審査を簡素化し、申請から確認までの期間を通達どおり2週間以内としていただきたい。 | 円滑な時効確認により、円滑な地籍調査事務ができる。 | 二線引畔の時効確認は、通達でない追加資料の要請等で事務に支障をきたし、申請から2ヶ月以上の期間を要しているため、円滑に処理可能なシステムに改善していただきたい。 | 静岡県 | 掛川市 | 公共事業連携地籍整備推進構想 | 市内に高精度に設置された公共基準点を活用し、市内各所で実施される公共事業と連携して地籍調査事業を合わせて実施し、事業における登記事務の合理化と、地籍の明確化を合わせて進め、不動産登記法第17条地図としての備え付けを推進する。また、公共用地管理の推進を合わせて進められるよう 地籍調査の権限を拡充するとともに、登記所における測量成果の座標値による管理やその公開手法および地図(地図に準ずる図面)の更新方法と基準点との関係について技術的、法制度的に整合を図っていただき、さらに、地籍調査事業の円滑化のため、事務処理及び事務手続きの簡素 合理化を行い、地籍の明確化を推進する。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案事項管理番号 | 規制の特例事項(事項名) | 規制の特例事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--------------------------------|---|--|--|-------|--|----------------------|---|
| 1309 | 13092020 | 学校を設置するNPO法人に対する国有財産の減額貸付要件の緩和 | 第2次提案において、「一定の実績のある不登校児童生徒等」のNPO法人による学校設立の可能性が開かれたところ、これらの法人が校地・校舎として利用するために、国有財産を譲与・貸与する際の要件を緩和し、貸与等ができる対象に特区法4条8項の認定を受けた自治体の特区内に設置される特区法13条に規定する学校設置非営利法人を追加する。 | 東京都内でろう者自身が日本で初めてバイリンガルろう教育を行ってきたNPO龍の子学園。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。役割は日本のバイリンガルろう教育の実践研究であり、新しい選択肢の一つとしてその成果を全国に広めることである。ろう者教師が中心となって教えることでろう児は母語(日本手話)で聴児と同等のコミュニケーションができ指導・授業内容は聴児と同等である。また、成人ろう者、ろう児の集団からまさに生きる力の習得することができる大切な学びの場である。また、夜間や休日においては地域社会との交流を行い、ろう者・手話の理解と平等な社会の構築に向けて公共の利益に寄与するものである。 | 4次提案の回答は私学助成対象でないために譲与、減額貸付は認められず、適正な対価であれば現行制度で対応可能のことであったが、NPOは非営利で財産形成もそれほど余裕があるわけではない。あまり高くないようにすべきであり、公共性を有し、国民教育の一翼を担っており、“イコールフットリング”の原理にのっとるべきあり、私立学校に準ずるべきである。特別支援教育であるろう教育における特別なニーズとして、認めていただきたい。 | 東京都 | NPOバイリンガルろう教育センター龍の子学園(特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター) | バイリンガルろう教育実践研究プロジェクト | 5年前から日本で初めてバイリンガルろう教育を実践してきたNPO龍の子学園。ろう者の教員が中心となってろう児に手話(日本手話)と書記日本語による教育を行い、ろう児が聴児と同等の学力を身につけることを目標としている。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。日本言語政策学会をはじめとした言語学者、アメリカギャローデット大学など世界からも注目を集めている。日本におけるバイリンガルろう教育の実践研究は急務であり、新しい教育選択肢の一つとしてその研究成果を日本国内をはじめ世界に広めることである。 |